

メールアドレス ckugikai@mint.ocn.ne.jp

ホームページアドレス http://kugikai.city.chiyoda.tokyo.jp

定例区議会活動報告

常任委員会

常任委員会では、「千代田区景観まちづくり条例の一部を改正する条例」など3件の議案を担当する委員会で審査しました。主な議案の審議経過等をご紹介します。

企画総務委員会

本区では、「景観まちづくり条例」を定め、区と区民及び事業者が、対話と協働のもとに、千代田区らしい風格ある都心景観の創出に努めています。

「千代田区景観まちづくり条例の一部を改正する条例」は、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により都市計画法の一部改正され、美観地区の規定が廃止されたことに伴い、規定の整備を行うものです。改正前の都市計画法で規定されていた美観地区を景観まちづくり条例上の美観地区として位置付け、これまでどおりに景観まちづくりを行えるようにします。

保健福祉文教委員会

区が作成した「介護サービス評価事業報告書」及び「医療依存度の高い要介護高齢者の生活実態調査」等について報告を受けました。委員会では、この調査等を介護サービスの質の向上に結びつけていくよう執行機関に要望しました。

次に、「教科書採択」について、平成18年度から使用する教科書の選定に関するスケジュール等の説明がありました。委員会の論議の中で、公正かつ適正な採択が行われるべきであるとの意見が出されました。

また、「千代田区子ども読書活動推進計画」の策定についての報告がありました。国が平成13年に制定した「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づき、東京都は、平成15年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」を公表しました。これを受け、本区においても、読書活動の促進を目的とした当該計画の策定

検討会を設置したとのことです。今後、子どもたちへの図書関連の情報のあり方など、子どもの視点に立った計画を策定するよう執行機関に要望しました。

区民生活環境委員会

「千代田区特別区税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、年齢が65歳以上で前年の合計所得が125万円以下の方に係る住民税の非課税措置を廃止するもので、平成18年1月1日施行となるものです。

〔審査経過〕

本区では、この改正により非課税から課税となる対象者は200名強で、区民税の増収は約380万円の見込みであること、対象者が各種行政サービスの利用料等で影響を受けること、また、法律に基づく全国一律の改正で、区独自の緩和策は取り得ないこと、などが明らかになりました。

区は、自由民主党議員団、公明党議員団、区民ネットワーク、千代田未来の会の4会派から、この改正に伴う負担増の緩和を求める要望書を受けており、その趣旨を重く受け止め、各種行政サービスの利用料等への影響について、今後、調査・検討したうえで、適切な対応策を講じていくとしています。

〔討論〕

反対の意見

対象者には、税の他に連動する多くの負担増が生じ、低所得の高齢者には影響が大きい。改正による影響や具体的な緩和策が示されない現状での改正には反対する。(飯島)

対象者は、年老いていく中で収入も少ない。一方で、区の増収分は380万円程度である。今後の対策が見えない現段階では反対せざるを得ない。(寺沢)

賛成の意見

この改正に伴う影響は大きいですが、4会派からの要望に応えた今後の適切な処置を期待し、賛成する。(大串)

4会派からの要望に応じて区民のために全力を尽くし、千代田の独自性を出した緩和策を講じることを期待し、賛成する。(石渡)

「千代田区都市公園条例の一部を改正する条例」は、都市公園法の改正に伴うもので、主な内容は、①都市公園内に放置された工作物等について、公園管理者が除却した場合の保管、売却等に関し、公示等の手続に関する規定を設ける②人工地盤や建築物の上部等における都市公園の設置を可能とする「立体都市公園制度」の新設に伴い、当該公園の構造の保全に係わる届出義務を条例で規定する③都市公園での禁止行為等に対する過料の額を現行「1万円以下」から「5万円以下」に引き上げるものです。

〔審査経過〕

この改正の目的は、公園施設を地域団体等が設置・管理するなどの、公園管理への参画機会の拡大を図ること。また、都市部での公園の確保・整備の観点から立体都市公園制度が創設され、当該公園の構造へ損害を与える恐れがある場合の措置を義務づけることなどが明らかになりました。

委員からは、この法律での規制緩和について、拡大解釈による不都合が生じないよう歯止めをかけておくべきである。また、公園での禁止行為には集会は含まれないという前提で賛成する、などの意見がありました。

議会運営委員会

今定例会で日本共産党区議団からの、代表・一般質問の発言内容に関する調査について、当委員会の中間報告を行いました。

議会運営委員会の調査中間報告(全文)

本委員会において調査中の、平成17年第2回定例会における平成17年6月6日、6月7日の日本共産党区議団木村正明議員並びに鈴木栄一議員の発言に関して、各会派から提出された決議案及び調査特別委員会の設置提案並びに千代田区長から議長への申入書に関する当委員会の審議内容について、中間報告を行います。

まず、「区議会の監視権に対する行政の介入の実態調査を求める決議(案)」は区長に対し、特定会派の質問づくりを区が行い議会の監視

権に対し介入を行っているかどうかを調査することを求める決議案であります。

次に、「日本共産党区議団木村正明議員の本会議質問における不穏当発言に関する調査特別委員会の設置について(案)」は、6月6日に本会議質問を行った木村正明議員の発言内容が事実に基づかない不当なものであり、その実態を明らかにするため調査委員会の設置を求める提案であります。

また、「日本共産党区議団鈴木栄一議員の本会議質問における不穏当発言に関する問責決議(案)」は、6月7日に本会議質問を行った鈴木栄一議員の発言が議事参与の仕組みを誤解又は故意に看過して区長を批判する内容であり、これを問責する決議案であります。

なお、千代田区長からの2通の申入書は、木村正明議員の6月6日の本会議における発言及び6月7日の鈴木栄一議員の本会議における発言の撤回と謝罪並びに議事録からの削除を含む善処方を求めるものであります。

これらの事案は、いずれも議会運営に関するものであり、本日の議会運営委員会において調査を行ったところであり、

調査の結果、これらの事案の取り扱いについて様々な意見が交わされましたが、今後、さらに論議を深める必要があるとの意見が多数を占め、引き続き調査を継続すべきとの結論に達しました。



(区立麴町保育園)